

2019年8月吉日

お客様各位



消費税法改正に伴う請求金額のお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）の税率が10%へ引き上げられることとなっております。

これにより当社からお客様への請求に関しては、お申込み・ご入金の時期にかかわらず、役務提供日が消費税等の税率引き上げ施行日（2019年10月1日）以降となる部分につきまして、下記の通り税率変更後の消費税率10%にて請求させていただきます。

何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

役務提供日	請求金額
2019年9月30日まで	税抜き価格+消費税等 8%
2019年10月1日以降※	税抜き価格+消費税等 10%

※2019年9月30日以前に既に消費税等を（旧税率）8%でご入金済みの場合、新税率（10%）と旧税率（8%）の差額分を別途請求させていただきます。

以上

■ 本件に関するお問い合わせ先

トライコーン株式会社

アドミニストレーショングループ

TEL : 03-6863-5638